

こんにちは、 日本共産党井上けんじです



日本共産党南地区委員会☎ 371-9164 自宅☎ (FAX 兼用) 691-3323

日本共産党京都市会議員団 ☎ 222-3728 FAX 211-2130 '16年8月14日号

市会議員団ホームページ <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/cpgkyoto/> E-mail cpgkyoto@mbox.kyoto-inet.or.jp



京都市でも多くに参考にできる =他都市の事例に学ぶ=

8月1日～3日、党議員団同僚議員らと、他都市へ調査・勉強に行ってきました。先進的な事例を京都でも参考にし、活かせるよう、今後の市議会でも求めていく予定です。

▼京都市の「公契約条例」には“賃金条項”がありません。自治体発注の公共工事に携わる労働者の低賃金をなくすために、東京都世田谷区の公契約条例には、元請け・下請けの事業者に、労働者には一定額以上の賃金支払いを義務付けるべきことが、きちんと書かれています。

▼京都市の民泊対策では「帳場の設置」が謳われているだけですが、東京都台東区の民泊対策条例では、「営業時間中の従業員の配置」まで謳われています。この違いは決定的です。

▼京都市では、事業所の実態調査について、商工会議所の職員に任せたり、郵送だけの調査で終わっていますが、東京都荒川区では、職員が手分けして足を運び、直接、事業者から実態や悩みなどを聞き取り調査しています。

▼京都市の中学校給食は、希望者だけの弁当ですが、神奈川県川崎市では、センター方式（市内三カ所）とはいえ、温かい給食の実施に踏み切りました。また京都市では「子どもを育む条例」で、大人の立場からの条例でしかありませんが、川崎市では、子ども自身の権利を謳っている「子どもの権利条例」が制定されています。

市が継続することを再開したいとの意向で、設社を変えて、溶融施設建

ています。今の施設を他社が引き受けます。市は、形を変え、会

京都市が、焼却灰溶融施設の建設を発注している住友重工KKが期限内に完成・納品できなかつたとして、同社に損害賠償等を求めていた裁判で、5月末、京都地裁は市の訴えを棄却、市はすぐに控訴、今後、大阪高裁に品の時期や完成の程度などが争点で、地裁では、これらが曖昧で、市の契約解除は認められない、納

て、裁判が続きます。納品の時期や完成の程度などが争点で、地裁では、これらが曖昧で、市の契約解除は認められない、納

く不透明。訴には賛成しました。しかし問題の本質は、市長と与党が、同施設にこだわり、建設を推進してきた

日本共産党は、当初から、溶融技術は未完成であります。日本共産党は、当初から、溶融技術は未完成であります。

う経過です。今回の混迷が相次ぎ、遂に市長も契約解除に踏み切ったとい

たことの総括こそが問われなければならぬことです。されなればならないこと

※ 溶融とは、ゴミを燃やした灰を溶かし、体積を減らし処分量を減らすこと。山科の東側の山中にある埋め立て処分場の敷地の一角に、その為の施設を建設中でした。

※ 経過 …

2005年3月…市が住友重工と契約、着工

その後、試運転中に事故が相次ぐ

2012年7月…翌年8月末に引き渡すと約束

2013年8月1日…市が、8月末の引き渡し

期限に間に合わないと判断、契約を解除

2014年3月…市が損害賠償などを求めて京

都地裁に訴え

2016年5月…判決、6月、大阪高裁へ控訴

※ 日本共産党は、当初から、技術・財政

・環境など問題点を指摘、建設反対を貫く。

市も、処分場が十数年で満杯になるから同施設が必要と言ってきたが、今日では、処分場は数十年使えると言っている有様。

焼却灰溶融施設をめぐる市の右往左往 ゴリ押しの反省ない市長と与党の責任は??

